

【 手術 】

718 脊椎麻酔等での内痔核手術におけるジオン注無痛化剤付の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

L004 脊椎麻酔あるいはL002 硬膜外麻酔「3」仙骨部での内痔核手術におけるジオン注無痛化剤付の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ジオン注無痛化剤付 10mL（希釈液付）の添付文書の用法・用量では「本剤の投与に先立ち、局所麻酔により肛門括約筋を弛緩させる。（略）」と示されている。また、用法・用量に関連する注意では、「本剤は痔核を十分に露出させて観察するための前処置として、局所麻酔の施行を選択する場合に使用すること。前処置として腰椎麻酔あるいは仙骨硬膜外麻酔を選択する場合には、ジオン注生食液付を使用すること。」と示されている。

以上のことから、L004 脊椎麻酔あるいはL002 硬膜外麻酔「3」仙骨部での内痔核手術におけるジオン注無痛化剤付の算定は、原則として認められない。

ただし、全身麻酔時等、他の方法で実施した場合の無痛化剤の算定は、個々の症例により審査すると判断した。